

伊 勢 市 公 報

第 18 号
平成 18 年 8 月 7 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	5
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	21
○ 伊勢市病院事業の設置等に関する条例及び伊勢市休日・夜間応急診療所条例の一部を改正する条例	23
○ 伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例	26
○ 伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	28
○ 伊勢市人権尊重条例	31
規 則	
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	35
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	39
○ 伊勢市人権施策審議会規則	43
告 示	
○ 伊勢市神社海の駅の指定管理者の指定について	46
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	47
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	48
公 告	
○ 公示送達	49
○ 全国公営住宅火災共済機構の平成 17 年度の経営状況について	50
○ 職員採用試験の実施について	52
○ 犬の抑留について	56
○ 伊勢市森林整備計画の案の縦覧について	57
消防本部公告	
○ 職員採用試験の実施について	58
病院事業公告	
○ 職員採用試験の実施について	60
○ 職員採用試験の実施について	62

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を

改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 46 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の 3 号を加える。

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 1 の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
- (3) 第 1 号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

第 2 条の 2 第 2 項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第 9 条中「までの等級」を「までの障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第 10 条の 2 第 2 号を次のように改める。

- (2) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第 6 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第 10 条の 2 に次の 1 号を加える。

- (3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合

第 12 条第 1 項第 4 号中「等級」を「障害等級」に改める。

附則第 2 条の 3 第 1 項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第 2 条の 4 第 2 項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第 2 の表中「等級」を「障害等級」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 29 条第 2 項に規定するところによる。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条の 2 の改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による通勤については、なお従前の例による。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 47 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 2 中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第 34 条の 3 第 1 項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100 分の 6 を乗じて得た金額とする。

第 34 条の 4 を次のように改める。

（法人税割の税率）

第 34 条の 4 法人税割の税率は、100 分の 12.3 とする。

第 34 条の 6 を次のように改める。

（調整控除）

第 34 条の 6 所得割の納税義務者については、その者の第 34 条の 3 の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

- (1) 当該納税義務者の第 34 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が 200 万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の 100 分の 3 に相当する金額
 - ア 5 万円に、当該納税義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額
 - イ 当該納税義務者の合計課税所得金額
- (2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が 200 万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が 5 万円を

下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額
第34条の7中「第34条の4」を「前条」に改める。

第34条の8第1項中「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改め、「(法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかった金額があるときは、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額に当該控除しきれなかった金額を加えた金額)」を削り、「、第34条の4及び前条」を「及び前2条」に改め、同条第2項中「控除しきれなかった」を「控除することができなかった」に、「前項の納税義務者」を「同項の納税義務者」に、「当該者」を「当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額とみなして、前項の規定を適用する。

第36条の2第1項中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改め、同条第6項中「又は第3項」を「若しくは第3項」に、「又は公的年金等」を「若しくは公的年金等」に改め、「交付されるもの」の次に「又は同条第4項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収票の交付を受ける

ことができるもの」を加える。

第 53 条の 4 を次のように改める。

(分離課税に係る所得割の税率)

第 53 条の 4 分離課税に係る所得割の税率は、100 分の 6 とする。

附則第 5 条第 2 項中「第 34 条の 4」を「第 34 条の 6」に改め、同条第 3 項中「前条」を「前 2 条」に改める。

附則第 6 条第 1 項中「附則第 4 条第 4 項第 1 号」を「附則第 4 条第 1 項第 1 号」に、「附則第 34 条第 4 項において準用する同条第 1 項後段及び第 3 項第 2 号」を「附則第 34 条第 4 項後段及び第 6 項第 2 号」に改め、同条第 3 項中「附則第 4 条第 4 項第 2 号」を「附則第 4 条第 1 項第 2 号」に、「以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)」を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。」に、「その提出期限までに提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を「提出した場合」に、「附則第 34 条第 4 項において準用する同条第 1 項後段」を「附則第 34 条第 4 項後段」に改め、同条第 5 項第 1 号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第 6 条の 2 第 1 項中「附則第 4 条の 2 第 4 項第 1 号」を「附則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号」に、「附則第 34 条第 4 項において準用する同条第 1 項後段及び第 3 項第 2 号」を「附則第 34 条第 4 項後段及び第 6 項第 2 号」に改め、同条第 3 項中「附則第 4 条の 2 第 4 項第 2 号」を「附則第 4 条の 2 第 1 項第 2 号」に、「以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)」を「こ

の項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。」に、「その提出期限までに提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を「提出した場合」に、「附則第 34 条第 4 項において準用する同条第 1 項後段」を「附則第 34 条第 4 項後段」に改め、同条第 5 項第 1 号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第 6 条の 3 第 1 項中「附則第 4 条の 3 第 3 項により準用される同条第 1 項」を「附則第 4 条の 3 第 4 項」に改め、同条第 2 項中「第 48 条の 7 第 1 項において準用する令第 7 条の 13 第 1 項」を「第 48 条の 6 第 1 項」に改める。

附則第 7 条第 1 項中「(利息の配当を除く。)」を削り、「第 34 条の 4」を「第 34 条の 6」に改め、同条第 2 項中「前条」を「前 2 条」に改める。

附則第 7 条の 2 を次のように改める。

第 7 条の 2 削除

附則第 7 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第 7 条の 3 平成 20 年度から平成 28 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が平成 11 年から平成 18 年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第 5 条の 4 第 6 項に規定するところにより控除すべき額（第 3 項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 34 条の 8 第 1 項の規定の適用については、同項中「前 2 条」とあるのは、「前 2 条並びに附則第 7 条の 3 第 1 項」とする。

3 第 1 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の 3 月 15 日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第 5 条の 4 第 9 項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

附則第 8 条第 2 項各号列記以外の部分中「第 34 条の 4 まで、第 34 条の 7 及び附則第 7 条の規定にかかわらず」を「第 34 条の 3 まで、第 34 条の 6、第 34 条の 7、附則第 7 条第 1 項及び前条第 1 項の規定にかかわらず」に改め、同項第 1 号中「100 分の 1」を「100 分の 0.9」に改め、同項第 2 号中「第 34 条の 4 まで」を「第 34 条の 3 まで、第 34 条の 6」に、「及び附則第 7 条」を「、附則第 7 条第 1 項及び前条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「前条」を「前 2 条」に改める。

附則第 9 条を次のように改める。

（市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等）

第 9 条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第 53 条の 3 及び第 53 条の 4 の規定を適用して計算した金額からその 10 分の 1 に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第 53 条の 8 及び第 53 条の 12 第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「第 53 条の 4」とあるのは、「第 53 条の 4 並びに附則第 9 条第 1 項」とする。

附則第 16 条の 4 第 1 項各号列記以外の部分中「附則第 33 条の 3 第 1 項」

を「附則第 33 条の 3 第 5 項」に改め、同項第 1 号中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100 分の 9」を「100 分の 7.2」に改め、同条第 2 項中「附則第 33 条の 3 第 2 項」を「附則第 33 条の 3 第 6 項」に改め、同条第 3 項第 2 号中「第 34 条の 7、第 34 条の 8 第 1 項及び附則第 7 条第 1 項」を「第 34 条の 6、第 34 条の 7、第 34 条の 8 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第 16 条の 4 第 1 項」を「並びに附則第 16 条の 4 第 1 項」に改め、同項第 4 号中「及び」を「並びに」に改め、同項第 5 号を削り、同条第 4 項中「附則第 33 条の 3 第 4 項」を「附則第 33 条の 3 第 8 項」に改める。

附則第 17 条第 1 項中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100 分の 3.4」を「100 分の 3」に改め、同条第 2 項中「附則第 35 条第 5 項において準用する同条第 1 項後段」を「附則第 35 条第 5 項後段」に改め、同条第 3 項第 2 号中「第 34 条の 7、第 34 条の 8 第 1 項及び附則第 7 条第 1 項」を「第 34 条の 6、第 34 条の 7、第 34 条の 8 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第 17 条第 1 項」を「並びに附則第 17 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「及び」を「並びに」に改め、同項第 5 号を削る。

附則第 17 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「附則第 34 条の 2 第 1 項」を「附則第 34 条の 2 第 4 項」に改め、同項第 1 号中「100 分の 2.7」を「100 分の 2.4」に改め、同項第 2 号アを次のように改める。

ア 48 万円

附則第 17 条の 2 第 1 項第 2 号イ中「100 分の 3.4」を「100 分の 3」に改め、同条第 2 項中「附則第 34 条の 2 第 2 項」を「附則第 34 条の 2 第 5 項」に、「附則第 34 条の 2 第 7 項」を「附則第 34 条の 2 第 9 項」に改め、同条第 3 項中「、第 37 条の 9 の 2 又は第 37 条の 9 の 3」を「又は第 37 条の 9 の 2 から第 37 条の 9 の 4 まで」に改める。

附則第 17 条の 3 第 1 項第 1 号中「100 分の 2.7」を「100 分の 2.4」に改め、同項第 2 号アを次のように改める。

ア 144 万円

附則第 17 条の 3 第 1 項第 2 号イ中「100 分の 3.4」を「100 分の 3」に改める。

附則第 18 条第 1 項中「第 5 項において準用する附則第 17 条第 3 項第 1 号」を「第 5 項第 1 号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100 分の 6」を「100 分の 5.4」に改め、同条第 2 項中「附則第 34 条第 4 項において準用する同条第 1 項後段」を「附則第 34 条第 4 項後段」に改め、同条第 3 項中「附則第 35 条第 3 項」を「附則第 35 条第 7 項」に、「100 分の 6」を「100 分の 5.4」に、「100 分の 3.4」を「100 分の 3」に改め、同条第 4 項中「附則第 35 条第 3 項」を「附則第 35 条第 7 項」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (2) 第 34 条の 6、第 34 条の 7、第 34 条の 8 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条第 1 項中「附則第 18 条第 1 項」を「附則第 18 条第 6 項」に、「以下この項及び次項並びに」を「当該市民税の所得割の納税義務者が法第 23 条第 1 項第 16 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第 33 条第 6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項及び」に、「第 4 項第 1 号の規定により」を「第 2 項第 1 号の規定により読み替えて」に、「100 分の 3.4」を「100 分の 3」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 1 項の規定の適用がある場合」を「前項の規定の適用がある場合」に改め、同項第 2 号中「第 34 条の 7、第 34 条の 8 第 1 項及び附則第 7 条第 1 項」を「第 34 条の 6、第 34 条の 7、第 34 条の 8 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第 19 条第 1 項」を「並びに附則第 19 条第 1 項」に改め、「と、第 34 条の 8 第 1 項中「同条第 6 項」とあるのは「附則第 19 条第 3 項」」を削り、同項第 4 号中「及び」を「並びに」に改め、同項第 5 号を削り、同項を同条第 2 項とする。

附則第 19 条の 2 第 1 項中「発生したことは当該特定管理株式の譲渡」の次に「(証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 20 項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「附則第 18 条の 2 第 1 項」を「附則第 18 条の 2 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「、次条及び附則第 19 条の 4」を削り、「附則第 18

条の 2 第 3 項」を「附則第 18 条の 2 第 6 項」に、「株式等」を「同法第 37 条の 10 第 2 項に規定する株式等」に改め、同条第 3 項中「附則第 18 条の 2 第 4 項」を「附則第 18 条の 2 第 7 項」に改める。

附則第 19 条の 3 中「附則第 18 条の 3 第 1 項から第 3 項まで」を「附則第 18 条の 3 第 5 項から第 7 項まで」に、「同条第 4 項第 1 号」を「同条第 2 項第 1 号」に、「100 分の 2」を「100 分の 1.8」に改める。

附則第 19 条の 4 中「附則第 35 条の 2 第 1 項」を「附則第 35 条の 2 第 6 項」に、「附則第 35 条の 2 の 4 第 1 項及び第 2 項」を「附則第 35 条の 2 の 4 第 4 項及び第 5 項」に改める。

附則第 19 条の 5 第 1 項中「附則第 35 条の 2 の 6 第 2 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項」に改め、同条第 2 項中「から第 3 項まで」を削り、「附則第 19 条第 1 項及び附則第 19 条の 3 中」を「附則第 19 条第 1 項中」に、「金額。」を「金額とし、」と、附則第 19 条の 3 中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第 19 条の 5 第 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」に改める。

附則第 20 条第 1 項中「附則第 35 条の 3 第 1 項」を「附則第 35 条の 3 第 11 項」に、「附則第 18 条の 6 第 1 項」を「附則第 18 条の 6 第 22 項」に改め、同条第 3 項中「附則第 35 条の 3 第 4 項」を「附則第 35 条の 3 第 14 項」に改め、同条第 4 項中「から第 3 項まで」を削り、「附則第 19 条第 1 項及び附則第 19 条の 3 中」を「附則第 19 条第 1 項中」に、「金額。」を「金額とし、」と、附則第 19 条の 3 中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第 20 条第 3 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」に改め、同条第 7 項中「附則第 18 条の 6 第 13 項」を「附則第 18 条の 6 第 35 項」に、「附則第 18 条の 6 第 14 項」を「附則第 18 条の 6 第 36 項」に改める。

附則第 20 条の 2 第 1 項中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、

「100 分の 3.4」を「100 分の 3」に改め、同条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 7、第 34 条の 8 第 1 項及び附則第 7 条第 1 項」を「第 34 条の 6、第 34 条の 7、第 34 条の 8 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第 20 条の 2 第 1 項」を「並びに附則第 20 条の 2 第 1 項」に改め、同項第 4 号中「及び」を「並びに」に改め、同項第 5 号を削る。

附則第 20 条の 3 第 1 項中「附則第 35 条の 4 の 2 第 2 項」を「附則第 35 条の 4 の 2 第 8 項」に改める。

附則第 20 条の 4 第 2 項第 2 号中「第 34 条の 7、第 34 条の 8 第 1 項及び附則第 7 条第 1 項」を「第 34 条の 6、第 34 条の 7、第 34 条の 8 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、「場合の」を削り、同項第 5 号を削り、同条第 3 項中「100 分の 68（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3 分の 2）」を「5 分の 3」に、「100 分の 3.4」を「100 分の 3」に、「100 分の 2」を「100 分の 1.8」に改め、同条第 5 項第 2 号中「第 34 条の 7、第 34 条の 8 第 1 項及び附則第 7 条第 1 項」を「第 34 条の 6、第 34 条の 7、第 34 条の 8 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、「場合の」を削り、同項第 5 号を削り、同条第 6 項中「第 34 条の 8 第 1 項」を「第 34 条の 8」に、「同項」を「同条第 1 項」に改め、「第 33 条第 6 項」と、「」の次に「同条第 3 項中」を加える。

附則第 21 条を削る。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 34 条の 3 第 1 項、第 34 条の 4、第 34 条の 6 及び第 34 条の 7 の

改正規定、第 34 条の 8 の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 100 分の 68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3」に改める部分を除く。）、附則第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに附則第 6 条から第 7 条までの改正規定、附則第 7 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定、附則第 8 条及び第 16 条の 4 から第 20 条の 3 までの改正規定、附則第 20 条の 4 第 2 項、第 5 項及び第 6 項の改正規定、附則第 21 条を削る改正規定並びに次条第 1 項並びに附則第 3 条及び第 4 条の規定 平成 19 年 4 月 1 日

(2) 第 34 条の 2 及び第 36 条の 2 第 1 項の改正規定並びに次条第 3 項及び第 4 項の規定 平成 20 年 1 月 1 日

(3) 第 34 条の 8 の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 100 分の 68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3」に改める部分に限る。）、附則第 7 条の 2 の改正規定及び附則第 20 条の 4 第 3 項の改正規定並びに次条第 5 項の規定 平成 20 年 4 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）第 34 条の 3 第 1 項及び第 34 条の 6 並びに附則第 8 条第 2 項、第 17 条第 1 項、第 17 条の 2 第 1 項、第 17 条の 3 第 1 項、第 18 条第 1 項及び第 3 項、第 19 条第 1 項、第 19 条の 3 並びに第 20 条の 2 第 1 項の規定は、平成 19 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 18 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第 53 条の 2 の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び次条第 1 項において同じ。）に関する部分は、平成 19 年 1 月 1 日以後に支払うべき退職手当等（新条例第 53 条の 2 に規定する退職手当等をいう。以下この項において同

じ。)に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、平成 19 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、改正前の伊勢市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第 21 条第 3 項の規定は、適用しない。

3 新条例第 34 条の 2 の規定は、平成 20 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 19 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 所得割の納税義務者が、平成 19 年以後の各年において、地方税法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 7 号）附則第 11 条第 5 項第 1 号に規定する旧長期損害保険料を支払った場合には、新条例第 34 条の 2 の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用する。

5 新条例第 34 条の 8 及び附則第 20 条の 4 第 3 項の規定は、平成 20 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 19 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第 3 条 平成 19 年度分の個人の市民税に限り、当該市民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の市民税に係る新条例第 34 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新条例第 34 条の 6 第 1 号ア又は第 2 号アに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成 20 年度分の個人の市民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第 17 条第 1 項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第 18 条第 1 項に規定する課税短期譲渡所得金額、

新条例附則第 19 条第 1 項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、新条例附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、新条例附則第 20 条の 4 第 1 項に規定する条約適用利子等の額（同条第 2 項第 1 号の規定により読み替えて適用される新条例第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新条例附則第 20 条の 4 第 3 項に規定する条約適用配当等の額（同条第 5 項第 1 号の規定により読み替えて適用される新条例第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新条例第 34 条の 6 第 1 号ア又は第 2 号アに掲げる金額を超えないものについては、第 1 号に掲げる金額から第 2 号に掲げる金額を控除して得た金額（当該金額が 0 を下回る場合には、0 とする。）を、新条例中所得割に関する部分（新条例第 34 条の 8 の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額する。

- (1) 当該納税義務者の平成 19 年度分の新条例第 34 条の 3 の規定による所得割の額から新条例第 34 条の 6 の規定による控除額を控除した金額
 - (2) 当該納税義務者の平成 19 年度分の個人の市民税に係る新条例第 34 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき、旧条例附則第 21 条第 3 項の規定により読み替えられた旧条例第 34 条の 3 第 1 項の規定を適用して計算した所得割の額
- 2 伊勢市市税条例の一部を改正する条例(平成 17 年伊勢市条例第 52 号)附則第 2 条第 5 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「0 とする。）」とあるのは「0 とする。）の 3 分の 2 に相当する金額」と、「新条例中所得割に関する部分（新条例第 34 条の 8 の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割

（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「伊勢市市税条例の一部を改正する条例（平成 17 年伊勢市条例第 52 号）附則第 2 条第 5 項の規定による所得割の額」とする。

- 3 第 1 項の規定は、同項に規定する市民税の所得割の納税義務者から、平成 20 年 7 月 1 日から同月 31 日（同月 1 日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から 1 月を経過した日の前日）までの間に、市長に対して、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用する。
- 4 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき第 1 項の規定を適用することができる。
- 5 市長は、第 1 項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、新条例第 34 条の 8 第 1 項の規定により控除された金額及び同条第 2 項の規定により個人の市民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付する。
- 6 市長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けべき納税義務者につき未納に係る徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、当該還付すべき金額をこれに充当する。
- 7 市長は、第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の申告があった場合においては、当該申告をした者に対し、第 1 項の規定による減額（以下この項において「特例減額」という。）をした場合にあっては、その旨（第 5 項又は第 6 項の規定による還付又は充当をした場合にあっては、その旨を含む。）を、特例減額をしない場合にあっては、その旨を、遅滞なく、通知する。

8 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 6 条の 14 第 1 項の規定は、第 6 項の規定による充当について準用する。

（伊勢市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 4 条 伊勢市市税条例の一部を改正する条例（平成 17 年伊勢市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 5 項中「、第 34 条の 4 及び前条」を「及び前 2 条」に改める。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

平成 18 年 7 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 48 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「療育手帳 A 若しくは B 中度と判定された者」を「療育手帳の障害程度が最重度、重度若しくは中度と判定された者」に改め、同条第 5 項中「4 歳に達する日の属する月の末日までの者」を「次の各号に掲げる者」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 4 歳に達する日の属する月の末日までの者
- (2) 4 歳に達した日の翌月の初日から 6 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者（以下「就学前乳幼児」という。）

第 2 条第 10 項中「成年後見人又は未成年後見人等」を「未成年後見人その他の者」に、「対象者」を「乳幼児」に改め、「し、かつ、生計を維持」を削る。

第 4 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、就学前乳幼児については、この限りでない。

第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (3) 就学前乳幼児における入院以外の医療に関する対象医療費に相当する額

第 8 条に次のただし書を加える。

ただし、就学前乳幼児については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 5 項の改正規定、第 4 条第 1 項の改正規定、第 5 条第 1 項の改正規定及び第 8 条の改正規定は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

伊勢市病院事業の設置等に関する条例及び伊勢市休日・夜間応急診療所

条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 49 号

伊勢市病院事業の設置等に関する条例及び伊勢市休日・夜間応急診療所条例の一部を改正する条例

(伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項各号列記以外の部分中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成 6 年厚生省告示第 54 号）及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成 6 年厚生省告示第 237 号）又は老人保健法の規定による費用の額の算定に関する基準（平成 6 年厚生省告示第 72 号）及び老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成 6 年厚生省告示第 253 号）（以下「健康保険の算定方法等」という。）」を「診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号）及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）（以下「診療報酬の算定方法等」という。）」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「健康保険の算定方法等」を「診療報酬の算定方法等」に改め、同条第 3 項中「伊勢市医師会、伊勢市歯科医師会」を「伊勢地区医師会、伊勢地区歯科医師会」に、「健康保険の算定方法等」を「診療報酬の算定方法等」に改める。

第 12 条第 1 号中「伊勢市医師会、伊勢市歯科医師会」を「伊勢地区医師会、伊勢地区歯科医師会」に改める。

別表手数料の項中「伊勢市医師会、伊勢市歯科医師会」を「伊勢地区医師会、伊勢地区歯科医師会」に、「健康保険の算定方法等」を「診療報酬の算定方法等」に改める。

(伊勢市休日・夜間応急診療所条例の一部改正)

第2条 伊勢市休日・夜間応急診療所条例（平成17年伊勢市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の診療料の額は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）により算定した額とする。

第5条に次の1項を加える。

3 前項の規定により算定することができないものは、伊勢地区医師会及び伊勢地区歯科医師会の定める標準による額又は実費を基準として市長が別に定める。

第6条第2項、第7条、第14条第2項第3号及び第15条第1項中「伊勢市歯科医師会」を「伊勢地区歯科医師会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 50 号

伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例 163 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 7 号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により、市長が」を「その他既存入居者又はその同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成 18 年 7 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 51 号

伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 210 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	<table><tr><td>266,000 円</td><td>361,000 円</td><td>461,000 円</td></tr><tr><td>251,000 円</td><td>336,000 円</td><td>426,000 円</td></tr><tr><td>231,000 円</td><td>306,000 円</td><td>386,000 円</td></tr></table>	266,000 円	361,000 円	461,000 円	251,000 円	336,000 円	426,000 円	231,000 円	306,000 円	386,000 円	を
266,000 円	361,000 円	461,000 円									
251,000 円	336,000 円	426,000 円									
231,000 円	306,000 円	386,000 円									
「	<table><tr><td>268,000 円</td><td>363,000 円</td><td>463,000 円</td></tr><tr><td>253,000 円</td><td>338,000 円</td><td>428,000 円</td></tr><tr><td>233,000 円</td><td>308,000 円</td><td>388,000 円</td></tr></table>	268,000 円	363,000 円	463,000 円	253,000 円	338,000 円	428,000 円	233,000 円	308,000 円	388,000 円	に改める。
268,000 円	363,000 円	463,000 円									
253,000 円	338,000 円	428,000 円									
233,000 円	308,000 円	388,000 円									
」											

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成 18 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、

新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

伊勢市人権尊重条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第52号

伊勢市人権尊重条例

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下
の平等を定める日本国憲法及び世界人権宣言の基本理念並びに伊勢市
人権尊重都市宣言の主旨（以下「基本理念等」という。）にのっとり、
市、市民及び事業者の責務、人権が尊重され守られる社会の実現の推進
に関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項その他必要
な事項を定めることにより、人権施策を総合的に推進し、もって人権
が尊重され守られる明るく住みよい社会の実現に寄与することを目的
とする。

(市の責務)

第2条 市は、基本理念等にのっとり、人権施策を総合的かつ計画的に策
定し、及び実施しなければならない。

2 市は、啓発活動等を通じて、基本理念等に関する市民及び事業者（本
市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体を
いう。）（以下「市民等」という。）の理解を深めるよう努めなければな
らない。

3 市は、市行政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立った施策
の策定及び実施に努めなければならない。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、基本理念等にのっとり、相互に基本的人権を尊重し、
人権が尊重され守られる社会の実現に寄与するよう努めるとともに、国、
県及び市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(推進体制の充実)

第4条 市は、市民等、人権関係団体及び関係行政機関との連携を深め、

人権が尊重され守られる社会の実現を推進する体制の充実に努めるものとする。

（基本方針）

第5条 市長は、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権が尊重され守られる社会の実現の推進に関する基本的な事項
- (2) 人権に関する課題に関し市が実施すべき施策に関する基本的な方針
- (3) その他人権施策の実施に関する重要な事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、次条に定める伊勢市人権施策審議会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（伊勢市人権施策審議会）

第6条 市に、伊勢市人権施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 前条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、人権施策に関する重要な事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定するもののほか、人権が尊重され守られる社会の実現の推進に関し必要と認められる事項について、市長等の執行機関に対し、意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内で組織する。

5 委員は、市民、知識経験を有する者その他市長が必要と認める者のう

ちから、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市長等の執行機関に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「38の項」を「39の項」に改める。

別表中38の項を39の項とし、37の項を38の項とし、36の項の次に次のように加える。

37 人権施策審議会	日額	6,000円
------------	----	--------

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 7 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第32号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の4を第2条の5とし、同条の前に次の1条を加える。

（就業の場所から勤務場所への移動等）

第2条の4 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

- (1) 1の勤務場所から他の勤務場所への移動
- (2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

ア 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3条第1項の適用事業に係る就業の場所

イ 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1条第1項に規定する職員の勤務場所

ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項
- (2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第2条の2第1項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第1項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第11条第1項中「（昭和42年法律第121号）」を削る。

第17条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第21号を削る。

附則第5項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第29条第6項」を「第29条第8項」に改める。

附則第6項第1号及び第2号中「等級」を「障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

様式第19号の福祉事業記録簿中

「

在宅介護を行う介護人の派遣				
介護用機器				
在宅介護のための住宅				

を

」

「

在宅介護を行う介護人の派遣				
---------------	--	--	--	--

に

」

「

長期家族介護者援護金				
身体障害者用自動車				

を

」

「

長期家族介護者援護金				
------------	--	--	--	--

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条

例施行規則第17条第1項各号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、施行日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 18 年 7 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 33 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 58 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条に次に 1 項を加える。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、就学前乳幼児に係る申請は、就学前乳幼児入院医療費助成申請書(様式第 8 号の 2)に医療機関等が発行する入院に係る医療費の領収書及びその他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

様式第 8 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第8号の2（第8条関係）

就学前乳幼児入院医療費助成申請書

平成 年 月 日

（あて先）伊勢市長

申請者
（保護者）

住所
氏名
電話

次のとおり医療を受けましたので伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第3条の助成の対象となる場合は、助成金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

また、医療費助成に関する所得状況などの必要事項を調査することを承諾します。

対象者	フリガナ			生 年 月 日		
	氏 名					
	住 所	伊勢市				
健康保険	被保険者氏名 世帯主・組合員			記 号 ・ 番 号		
	保 険 者 名 称			保 険 者 番 号		
振込先	金 融 機 関 名			口 座 番 号	口 座 名 義 人	
	銀行			(種別：)	フリガナ	
	信用金庫 農協	支店 支所				
受診状況	診 療 月	年 月	医療機関名			
	入 院 日 数	日	保険診療点数	点	食事代	円
	傷病の原因	☐ 交通事故によるもの ☐ 交通事故によらないもの (当てはまるほうにレ)				
備 考						

附 則

この規則は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

伊勢市人権施策審議会規則をここに公布する。

平成 18 年 7 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第34号

伊勢市人権施策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市人権尊重条例（平成18年伊勢市条例第 号）第6条第9項の規定に基づき、伊勢市人権施策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、生活環境部人権政策課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第3条第1

項の規定にかかわらず、市長が招集する。

伊勢市告示第 73 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市神社海の駅の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号) 第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 7 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市神社海の駅
位置	伊勢市神社港 68 番地 1
団体名	特定非営利活動法人神社みなとまち再生グループ
団体所在地	伊勢市神社港 60 番地
代表者	理事長 中村 清

2 指定の期間

平成 18 年 8 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第9号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成18年7月20日

伊勢市教育委員会
委員長 菊川 厚

記

- 1 日 時 平成18年7月25日（火）午後1時30分
- 2 場 所 伊勢市役所東庁舎 4階2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第12号 平成18年度工事施工計画について

議案第13号 伊勢市立伊勢図書館協議会委員の任命について

伊勢市上下水道事業告示第 50 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 7 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
284	有限会社 禪建設	津市桜橋 2 丁目 153 番地	平成 18 年 7 月 5 日
285	建築工房 傑まさる	松阪市五月町 1379 番地 1	平成 18 年 7 月 5 日

伊勢市公告第 35 号

公 示 送 達

下記の者の交付要求通知書は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、総務部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 18 年 7 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

伊勢市黒瀬町 206 番地 1 酒徳 元樹

2 文書名

交付要求通知書 1 通

伊勢市公告第 36 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 263 条の 2 第 2 項の規定により、
社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成 17 年度経営状況について次のとおり通知がありましたので、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 18 年 7 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	764	
加入戸数	831,881	戸
共済委託契約金額	6,813,714,315,000	円
火災共済掛金	1,129,150,667	円
被災戸数	315	戸
火災共済給付金	229,748,588	円
特定給付金	15,092,093	円
復興建築助成戸数	164	戸
復興建築助成金	47,446,262	円
住宅防火施設整備補助会員数	61	
住宅防火施設整備補助金	29,026,500	円
住宅災害見舞戸数	2,324	戸
住宅災害見舞金	34,501,000	円

2 収支計算

(1) 収 入

火災共済掛金収入	1,129,150,667	円
建物管理の部収入	44,053,468	円
その他の収入	393,085,077	円
当期収入合計(A)	1,566,289,212	円
前期繰越収支差額	68,186,931	円
収入合計(B)	1,634,476,143	円

(2) 支 出

事業費	431,324,290	円
管理費	232,538,975	円
建物管理費	20,625,765	円
特定預金等支出	896,188,789	円
当期支出合計(C)	1,580,677,819	円
当期収支差額(A)-(C)	▲ 14,388,607	円
次期繰越収支差額(B)-(C)	53,798,324	円

伊勢市公告第37号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成 18 年 7 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 採用予定者

事 務 職	5 名 程度
事 務 職（身体障害者を対象とした別枠）	2 名 程度
保 育 士	6 名 程度
保 健 師	3 名 程度
土木技術職	3 名 程度

2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者で、伊勢市に通勤可能な者
- (2) 日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の者は採用後、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職（本公告末尾参照）には任用できません。

(3) 受験区分

ア 事務職及び土木技術職

- I A 昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者
- I B 昭和60年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者
- I C 昭和62年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者

イ 事務職（身体障害者を対象とした別枠）

- II C 昭和47年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者

- ①身体障害者手帳の交付を受けている者
- ②自力での通勤ができ、かつ、介助者なしに一般事務職として職務の遂行が可能な者
- ③採用試験において活字印刷文（文字の大きさは10ポイント程度）による出題に対応できる者（ただし、ルーペの使用は可能）

ウ 保育士

- III A 昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者
- III B 昭和60年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者

ただし、保育士資格を有するか、平成19年3月学校を卒業し免許取得見込みであること。

エ 保健師

- IV A 昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者

IV B 昭和60年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者

ただし、保健師資格を有するか、平成19年3月学校を卒業し免許取得見込みであること。

3 試験の方法

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、第2次試験は、第1次試験合格者を対象に行い、第3次試験は、第2次試験合格者を対象に行います。

(1) 第1次試験

ア 試験種目

職 種	試 験 区 分
事 務 職	教養試験・適性試験
事 務 職（身体障害者を対象とした別枠）	
保 育 士、保 健 師及び土木技術職	教養試験・適性試験・専門試験

イ 試験の内容

試 験 区 分	内 容
教養試験	受験区分ⅠA、ⅢA及びⅣAの者は大学卒業程度、ⅠB、ⅢB及びⅣBの者は短期大学卒業程度、ⅠC及びⅡCの者は高等学校卒業程度における社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての択一式による筆記試験
専門試験 （保育士）	社会福祉、児童福祉、発達心理、保育原理、体育内容及び保健衛生についての択一式による筆記試験
専門試験 （保健師）	地域看護学、疫学・保健統計(情報処理を含む。)及び保健福祉行政論についての択一式による筆記試験
専門試験 （土木技術職）	受験区分ⅠA及びⅠBの者は数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画及び土木施工、ⅠCの者は数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工についての択一式による筆記試験
適性試験	適性についての択一式による筆記試験

(2) 第2次試験

口述試験（面接）

(3) 第3次試験

口述試験（集団討議及び面接）

4 受験手続

(1) 申込方法

伊勢市総務部職員課が交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼付して、全職種共通の添付書類を添えて**必ず受験者本人が 持参 又は 郵送**してください。

ただし、事務職（身体障害者を対象とした別枠）、保育士及び保健師については、全職種共通の添付書類のほか職種別追加書類を添えて提出してください。

ア 全職種共通の添付書類

添 付 す る 書 類
住民票の写し（本人のみ）、返信用封筒2通（長形3号(120×235mm)に80円切手を貼付の上、連絡先の住所、氏名を記入のこと。） 最終学歴となる学校の学業成績証明書（第2次試験合格者のみ。提出は2次合格通知受理後。） ※外国籍の場合、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

イ 職種別追加書類

受 験 区 分	添 付 す る 書 類
事 務 職（身体障害者を対象とした別枠）	身体障害者手帳の写し
保 育 士及び保 健 師	有資格（資格取得見込）を証する書類

(2) 申込受付期間

平成18年8月1日（火）から8月18日（金）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで（月曜日のみ午後7時まで）。日曜日及び土曜日は除きます。）

ただし、郵送の場合は、平成18年8月16日（水）付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

平成18年9月17日（日）に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

(2) 第2次試験

平成18年10月7日（土）又は8日（日）に行いますが、時間及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 第3次試験

平成18年10月22日（日）又は23日（月）及び30日（月）又は31日（火）に行いますが、時間及び場所は、第2次試験合格者に通知します。

(4) 試験結果（得点及び順位）の通知

第1次試験の試験結果について、本人の得点・採用区分ごとの順位を結果通知書にてお知らせします。

なお、得点・順位の開示を希望しない方は受験申込書の裏面の「希望しない」に記入してください。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

平成18年11月上旬に受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成19年4月1日

8 給与

伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、伊勢市総務部職員課へしてください。

(電話 0596-21-5505・5506)

郵送の場合の送り先は、次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用募集申込書在中」と記入してください。

また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるしますので、必ず連絡先(電話番号)をご記入ください。

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市総務部職員課宛

10 外国籍職員の任用に関する基準について

【公務員に関する基本原則】

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」

伊勢市においては、上記の基本原則に基づき、外国籍の職員は次のような職務につくことができません。

(1) 公権力の行使に相当する職務

ア 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務

イ 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務

ウ 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務

エ その他公権力の行使に該当することとなる職務

(2) 公の意思の形成への参画に相当する職

「公の意思の形成への参画」に相当する職とは、伊勢市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐等以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

伊勢市公告第 38 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 18 年 7 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市村松	ラブラドル レトリバ	こげ茶	雄	大	成犬	

2 抑留した日 平成 18 年 7 月 24 日

3 抑留期限 平成 18 年 7 月 27 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 39 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 3 項の規定により伊勢市森林整備計画を変更したいので、同条第 4 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、伊勢市森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、伊勢市森林整備計画の案に意見がある者は、縦覧期間が完了する日までに、伊勢市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成 18 年 7 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 縦覧期間

自 平成 18 年 7 月 28 日

至 平成 18 年 8 月 28 日

2 縦覧場所

伊勢市産業部農林課

伊勢市消防本部公告第2号

次のとおり伊勢市消防職員の採用試験を行います。

平成18年7月21日

伊勢市消防長 山川 和俊 図

1 採用予定者 5名程度

2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 日本国籍を有し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 心身とも健全で、消防業務に支障がないこと。
- (3) 昭和52年4月2日から平成1年4月1日までに生まれた者のうち次の区分による。

受験 年 齢 区 分		学校教育法に基づく最終学歴 (平成19年3月の修了見込者を含む。)	生 年 月 日
	ア	大学又は大学院修了者	昭和52年4月2日から昭和60年4月1日まで
	イ	短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）修了者	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日まで
	ウ	中学校又は高等学校修了者	昭和56年4月2日から平成元年4月1日まで

3 試験の方法

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者を対象に行います。

(1) 第1次試験

ア 試験科目

教養試験、適正試験及び体力試験

イ 試験の内容

試験区分	内 容
教 養 試 験	社会・人文・自然に関する一般知識並びに文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈に関する一般知識及び能力についての択一式による筆記試験
適 正 試 験	適性についての択一式による筆記試験
体 力 試 験	握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・立ち幅とび

(2) 第2次試験

ア 口述試験（面接）

イ 作文試験

ウ 健康診断

4 受験手続

(1) 申込方法

伊勢市消防本部が交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼付して、次の書類を添付し必ず受験者本人が持参又は郵送してください。

郵送の場合の宛先は、次のとおりです。なお、朱書きで「職員採用試験受験申込書在中」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合は、至急連絡する必要が生じますので、必ず連絡先(電話番号)をご記入ください。

写真は、上半身を写した名刺型で申込み前6か月以内に撮影したものとします。

〒516-0016 三重県伊勢市神田久志本町 1436 番地 1 伊勢市消防本部 総務課 宛

添 付 す る 書 類	
1	住民票の写し(本人分のみ) 1通、返信用封筒 2通(80円切手を貼付の上、連絡先の住所、氏名を記入のこと。)
2	最終学歴に係る修了証明書又は修了見込証明書 1通(中学校修了者を除く。)

(2) 申込受付期間

平成18年8月1日(火)から8月18日(金)まで

(午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日及び日曜日は除きます。)

ただし、郵送の場合は、平成18年8月16日(水)付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

平成18年9月17日(日)に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

(2) 第2次試験

10月中旬に行いますが、日時及び場所は第1次試験合格者に通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

第1次試験及び第2次試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発 表

10月下旬に受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成19年4月1日

8 給 与

伊勢市職員給与条例に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、伊勢市消防本部総務課へしてください。

(電話 0596-25-1206 又は 25-1264)

伊勢市病院事業公告第4号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成18年7月20日

伊勢市病院事業管理者 世古口 務

1 採用職種及び採用予定者数

看護師 区分Ⅰ 8人程度（平成18年10月1日採用予定）
区分Ⅱ 17人程度（平成19年4月1日採用予定）

2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 区分Ⅰについては、昭和31年4月2日以降に生まれた者で、看護師の免許を有する者
- (2) 区分Ⅱについては、昭和32年4月2日以降に生まれた者で、看護師の免許を有する者又は平成19年3月に学校を卒業し、免許を取得見込みの者
- (3) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、夜間勤務が可能な者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない者
- (5) 日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の者は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

3 試験の方法

小論文及び口述試験（面接）

4 受験手続

(1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添付する書類
①住民票の写し（本人のみ）
②返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③当該免許証の写し
④免許証を有しない者は、最終学歴となる学校の修了・卒業（見込み）証明書
⑤日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付期間

平成18年7月31日（月）から平成18年8月21日（月）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日及び土曜日は除きます。）

ただし、郵送の場合は、平成18年8月18日（金）付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

平成18年8月26日（土）に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

平成18年9月中旬までに受験者に通知します。

7 採用予定年月日

区分Ⅰ 平成18年10月1日

区分Ⅱ 平成19年4月1日。ただし、免許未取得者は、免許取得後

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

（電話 0596-23-5111 内線213、214）

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要がある生じますので、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課

伊勢市病院事業公告第5号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成18年7月20日

伊勢市病院事業管理者 世古口務

1 採用職種及び採用予定者数

一般事務員 1人程度

採用後は医療に関する事務に従事し、原則として伊勢市役所への異動はありません。

2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 昭和54年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない者で、市立伊勢総合病院に通勤可能な者
- (3) 日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の者は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

3 受験区分

- A 昭和54年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者
- B 昭和60年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者
- C 昭和62年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者

4 試験の方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者を対象に行います。

(1) 第1次試験

試験種目	内 容
教養試験	受験区分Aの者は大学卒業程度、Bの者は短期大学卒業程度、Cの者は高等学校卒業程度における社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての択一式による筆記試験
適性試験	適性についての択一式による筆記試験

(2) 第2次試験

口述試験（面接）、作文試験及び一般性格診断検査

5 受験手続

(1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添 付 す る 書 類
①住民票の写し（本人のみ）
②返信用封筒 2 通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③最終学歴となる学校の学業成績証明書（第 1 次試験合格者のみ。提出は第 1 次試験合格通知受理後）
④日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付期間

平成18年 7 月31日（月）から平成18年 8 月21日（月）まで

（午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。日曜日及び土曜日は除きます。）

ただし、郵送の場合は、平成18年 8 月18日（金）付消印まで有効とします。

6 試験の日時及び場所

(1) 第 1 次試験

平成18年 9 月17日（日）に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

(2) 第 2 次試験

平成18年10月中旬に行いますが、日時及び場所は、第 1 次試験合格者に通知します。

(3) 試験結果の通知

第 1 次試験の試験結果について、本人の得点・順位を結果通知書にてお知らせします。

なお、得点・順位の開示を希望しない方は受験申込書の裏面の「希望しない」に記入して下さい。

7 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

第 1 次試験及び第 2 次試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

平成18年10月下旬に受験者に通知します。

8 採用予定年月日

平成19年 4 月 1 日

9 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支

給します。

10 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

（電話 0596-23-5111 内線213、214）

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるしますので、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課